

和歌山県立和歌山商業高等学校における BYOD 端末について

令和7年12月

和歌山商業高等学校

1 BYOD (Bring Your Own Device) とは

令和8年度入学生より、個人が所有する端末（パソコンやタブレット）を学校に持ち込み・利用することができます。

2 令和8年度以降の入学生の使用端末について

次の①または②が選択できます。

① 生徒個人または家庭で所有する端末を持ち込む。

ただし、様式1に記載の推奨スペック規準を満たす端末を準備してください。

(※令和7年12月に様式1の推奨スペックを変更しました。)

具体的な推奨端末については、3月の合格者説明会で説明します。

スマートフォンの利用は原則認められません。

② 学校の端末（Surface go 2）を貸与する。

利用規程（県及び本校）を遵守し、「1人1台学習用コンピュータ利用に関する承諾書」を提出してください（令和7年度以前の入学生と同じです）。